岩手県医療局管理規程第4号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県医療局長 小 原 重 幸

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項 第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項 は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監 、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導 監、副看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日 勤務命令に関すること。
- (5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監 、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導 監、副看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並び に職員の服務に関すること。

(6)~(16) 「略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 「略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決で | 2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決で きる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 組織規程第5条第6項及び第7項の表の左欄に掲げる 職にある職員(医師及び歯科医師の職にある職員を除く。
 -) 及び同条第8項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免 、昇給及び昇格に関すること。
- $(2)\sim(9)$ 「略]

[略]

- 3・4 「略]
- 5 医師支援推進室の分掌事務につき、室長及び医師支援推進 5 医師支援推進室の分掌事務につき、室長及び医師支援推進 監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) (2) 「略]
- (3) 医師支援推進監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関

改正後

(総括課長等共通専決事項)

は、次のとおりとする。ただし、医師支援推進監にあっては 、第4号及び第5号に掲げる事項のうち特命参事、企画指導 監及び技術企画指導監に係るものを除く。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 特命参事、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、 特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導 監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導 監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関す ること。
- (5) 特命参事、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、 特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導 監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導 監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に 関すること。

(6)~(16) 「略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 「略]

きる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 組織規程第5条第8項及び第9項の表の左欄に掲げる 職にある職員(医師及び歯科医師の職にある職員を除く。
 -)及び同条第11項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免 、昇給及び昇格に関すること。
- $(2)\sim(9)$ 「略]

[略]

- 3・4 「略]
- 監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) (2) 「略]
- (3) 医師支援推進監、特命参事及び企画指導監の超過勤務

すること。

(4) 医師支援推進監の休暇その他の服務に関すること。

[略]

(病院の長の専決事項)

- る。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げ る病院の長にあっては、第7号に掲げるものを除く。
 - (1) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局 長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーシ ョン技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科 長、看護部長及び総看護師長に限る。) の旅行命令及び復 命書の受理に関すること。

(2)~(11) 「略]

2 • 3 「略]

(事務局長の専決事項)

る。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げ る病院の事務局長にあっては、第6号、第8号、第10号、第 12号及び第19号に掲げるものを除く。

(1) • (2) [略]

- (3) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局 長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーシ ョン技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理 科長並びに第12条第1号に規定する職員を除く。)の超過 勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (4) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局 長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーシ ョン技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理 科長を除く。)の休暇その他の服務(第12条第2号に定め るものを除く。) に関すること。

(5)~(21) 「略]

 $2 \sim 4$ [略]

(薬剤部長等の専決事項)

院、大槌病院及び山田病院(以下「高田病院等」という。) の薬剤科長を除く。)、看護部長及び総看護師長、診療放射 線技師長及び臨床検査技師長(高田病院等の診療放射線技師 長及び臨床検査技師長を除く。)、リハビリテーション技師 命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 医師支援推進監、特命参事及び企画指導監の休暇その 他の服務に関すること。

[略]

(病院の長の専決事項)

- 第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとす 第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとす る。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げ る病院の長にあっては、第7号に掲げるものを除く。
 - (1) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局 長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーシ ョン技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科 長、看護部長、総看護師長、企画指導監及び技術企画指導 監に限る。) の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)~(11) 「略]

2 • 3 「略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとす | 第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとす る。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げ る病院の事務局長にあっては、第6号、第8号、第10号、第 12号及び第19号に掲げるものを除く。

(1) • (2) [略]

- (3) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局 長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーシ ョン技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科 長、企画指導監及び技術企画指導監並びに第12条第1号に 規定する職員を除く。) の超過勤務命令及び休日勤務命令 に関すること。
- (4) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局 長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーシ ョン技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科 長、企画指導監及び技術企画指導監を除く。)の休暇その 他の服務(第12条第2号に定めるものを除く。)に関する こと。

(5)~(21) 「略]

 $2 \sim 4$ [略]

(薬剤部長等の専決事項)

第12条 薬剤部長及び薬剤科長(高田病院、東和病院、大東病 第12条 薬剤部長及び薬剤科長(高田病院、東和病院、大東病 院、大槌病院及び山田病院(以下「高田病院等」という。) の薬剤科長を除く。)、看護部長及び総看護師長、診療放射 線技師長及び臨床検査技師長(高田病院等の診療放射線技師 長及び臨床検査技師長を除く。)、リハビリテーション技師 長(特定病院、中央病院及び久慈病院(以下「特定病院等」という。)並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。)、臨床工学技師長(特定病院等の臨床工学技師長に限る。)並びに栄養管理科長(特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。)(以下「薬剤部長等」という。)が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 職員の年次休暇及び夏季休暇(医療局企業職員就業規則(昭和39年岩手県医療局管理規程第13号)<u>第34条第22号</u>の特別休暇をいう。)に関すること。

長(特定病院、中央病院及び久慈病院(以下「特定病院等」 という。)並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。)、臨床工学技師長(特定病院等の臨床工学技師長に限る。)並びに栄養管理科長(特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。)(以下「薬剤部長等」という。)が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 職員の年次休暇及び夏季休暇(医療局企業職員就業規 則(昭和39年岩手県医療局管理規程第13号)<u>第34条第23号</u> の特別休暇をいう。)に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。